



令和元年7月29日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 小林 央

労災管理調整官 丹羽 智徳

(電話)052-855-2145

平成30年度 過労死等の労災補償状況

愛知労働局（局長 木原亜紀生）は、平成30年度の当局管内における「過労死等の労災補償状況」を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

これは、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害について、労災請求件数や「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数などを取りまとめたものです。

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況（別添1参照）

① 請求件数 … 30件（前年度比10件減）、うち死亡11件（同4件増）

② 支給決定件数 … 13件（前年度比3件増）、うち死亡6件（同3件増）
・主な業種：「運輸業、郵便業」9件
「建設業」2件

2 精神障害に関する事案の労災補償状況（別添2参照）

① 請求件数 … 81件（前年度比13件減）、うち自殺11件（同3件減）

② 支給決定件数 … 20件（前年度比2件増）、うち自殺2件（同3件減）
・主な業種：「製造業」「運輸業、郵便業」各5件
「医療、福祉」3件

③ 支給決定件数（出来事別） … 「極度の長時間労働（月160時間を超える時間外労働）」3件
「（重度の）病気やケガをした」3件
「月80時間以上の時間外労働」2件
「2週間以上にわたった連続勤務」2件
「転勤」2件
「セクシュアルハラスメント」2件など

脳・心臓疾患の労災補償状況について

表1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数

区分		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
脳・心臓疾患	請求件数		36(3)	32(1)	42(0)	51(6)	40(5)	30(1)
	決定件数(繰越分含む)		26(3)	29(1)	32(0)	36(1)	37(6)	25(2)
	うち支給決定件数		12(1)	19(1)	20(0)	15(0)	10(2)	13(0)
うち死亡	請求件数		12(0)	16(0)	17(0)	17(0)	7(0)	11(0)
	決定件数(繰越分含む)		11(0)	17(0)	14(0)	13(0)	11(0)	9(0)
	うち支給決定件数		6(0)	10(0)	10(0)	7(0)	3(0)	6(0)

注1: ()内は女性の件数で、内数である。
 注2: 「請求件数」は、平成30年度に労災保険請求を受け付けた件数。
 注3: 「決定件数」は、平成30年度に業務上又は業務外の決定を行った件数。
 注4: 「支給決定件数」は、平成30年度に労災補償給付を行った件数。

図1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数

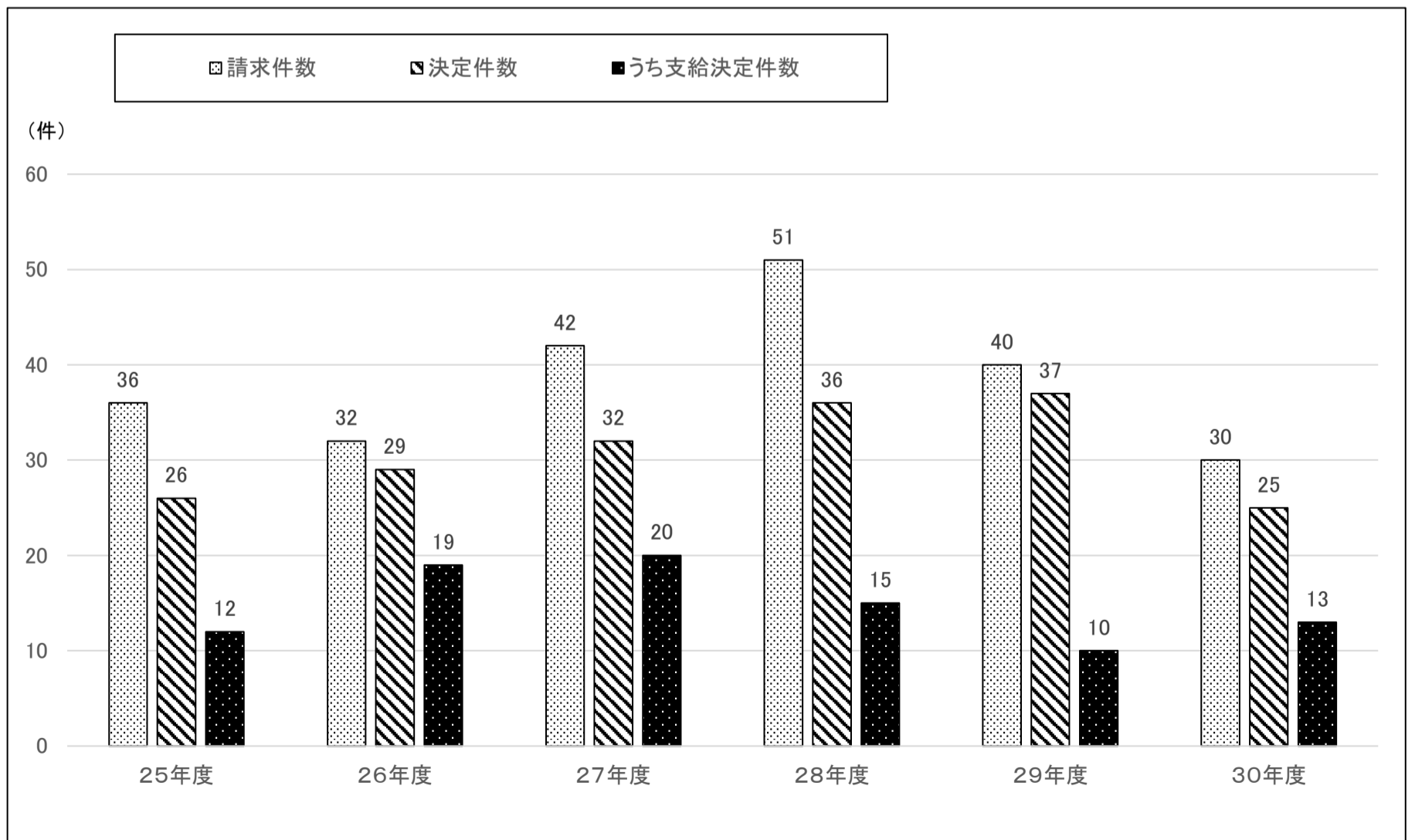


表2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
農業、林業	1	(0)	0	(0)	0	(0)
建設業	4	(0)	4	(0)	2	(0)
製造業	4	(0)	4	(0)	1	(0)
運輸業、郵便業	9	(0)	10	(0)	9	(0)
卸売業、小売業	5	(0)	1	(0)	0	(0)
医療、福祉	0	(0)	1	(1)	0	(0)
学術研究、専門・技術サービス業	1	(0)	0	(0)	0	(0)
情報通信業	2	(0)	2	(0)	1	(0)
金融業、保険業	0	(0)	0	(0)	0	(0)
不動産、物品賃貸業	1	(0)	1	(0)	0	(0)
宿泊業、飲食サービス業	2	(1)	2	(1)	0	(0)
複合サービス事業	1	(0)	0	(0)	0	(0)
サービス業(他に分類されないもの)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
合計	30	(1)	25	(2)	13	(0)

注1: 業種は、「日本標準職業分類」により分類している。

注2: ()内は女性の件数で、内数である。

表3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
専門的・技術的職業従事者	6	(0)	2	(0)	1	(0)
管理的職業従事者	5	(1)	4	(1)	2	(0)
事務従事者	1	(0)	1	(0)	0	(0)
販売従事者	2	(0)	0	(0)	0	(0)
サービス職業従事者	1	(0)	2	(1)	0	(0)
輸送・機械運転従事者	7	(0)	8	(0)	7	(0)
生産工程従事者	3	(0)	4	(0)	1	(0)
運搬・清掃・包装等従事者	2	(0)	1	(0)	1	(0)
建設・採掘従事者	2	(0)	3	(0)	1	(0)
保安職業従事者	0	(0)	0	(0)	0	(0)
農林漁業従事者	1	(0)	0	(0)	0	(0)
合計	30	(1)	25	(2)	13	(0)

注1: 職種は、「日本標準職業分類」により分類している。

注2: ()内は女性の件数で、内数である。

表4 支給決定された脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別件数

時間区分	支給決定件数	うち死亡
45時間未満		
45時間以上～60時間未満		
60時間以上～80時間未満		
80時間以上～100時間未満	8(0)	4(0)
100時間以上～120時間未満		
120時間以上～140時間未満	1(0)	1(0)
140時間以上～160時間未満	1(0)	1(0)
160時間以上	3(0)	
その他(異常な出来事、短期間過重)		
合計	13(0)	6(0)

注: ()内は女性の件数で、内数である。

精神障害の労災補償状況について

表1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数

区分		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
精神障害	請求件数		57(22)	61(23)	67(14)	98(23)	94(34)	81(34)
	決定件数(繰越分含む)		51(17)	51(20)	52(16)	81(17)	82(22)	73(26)
	うち支給決定件数		10(2)	17(7)	10(2)	27(3)	18(3)	20(6)
うち自殺	請求件数		6(1)	7(1)	10(0)	16(0)	14(0)	11(2)
	決定件数(繰越分含む)		6(1)	4(1)	9(0)	12(0)	17(0)	10(1)
	うち支給決定件数		2(1)	2(0)	2(0)	4(0)	5(0)	2(0)

注1: ()内は女性の件数で、内数である。

注2: 「請求件数」は、平成30年度に労災保険請求を受け付けた件数。

注3: 「決定件数」は、平成30年度に業務上又は業務外の決定を行った件数。

注4: 「支給決定件数」は、平成30年度に労災補償給付を行った件数。

注5: 自殺は、未遂を含む件数である。

図1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数

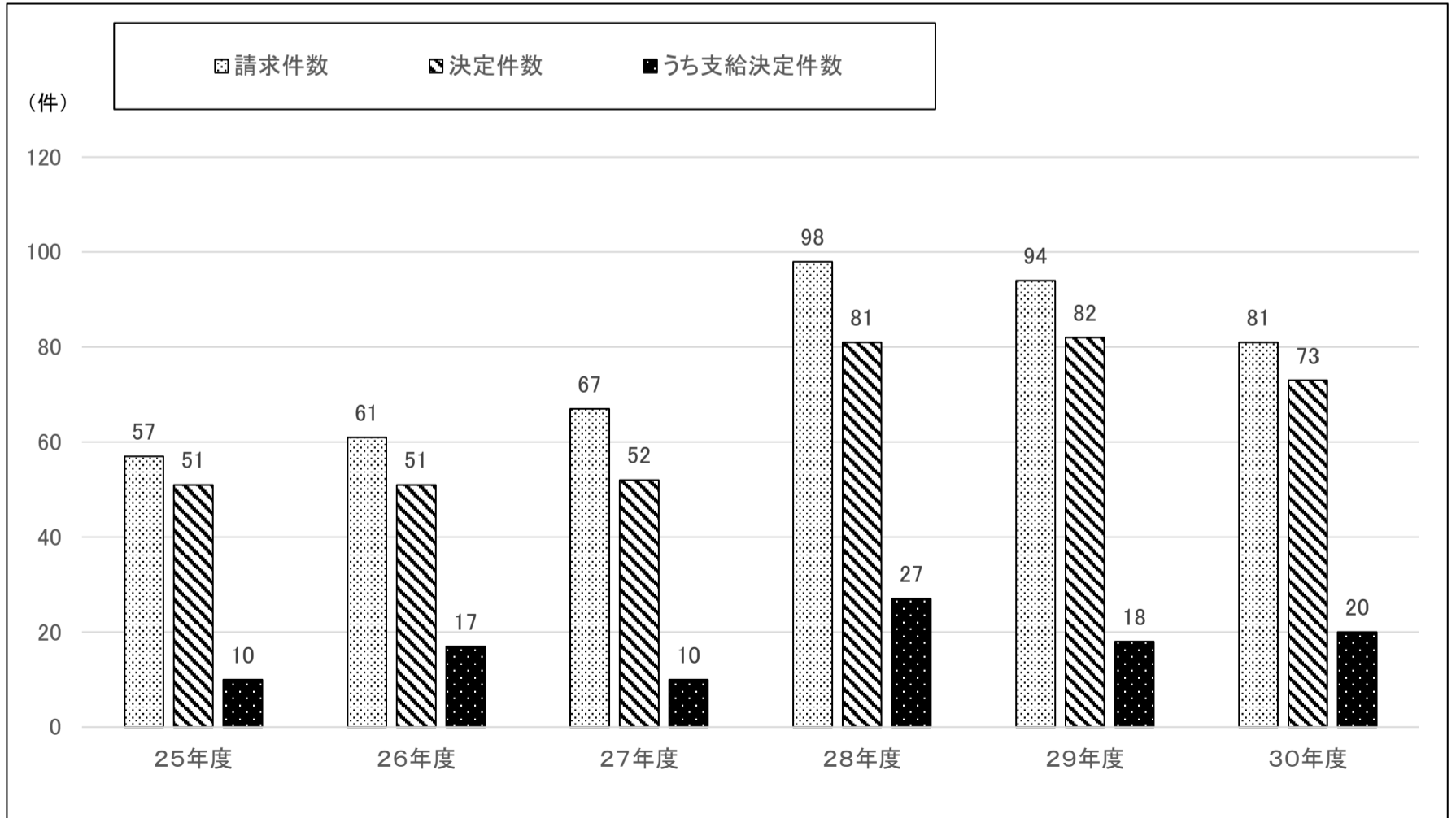


表2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	件数	(女性)	件数	(女性)	件数	(女性)
農業	1	(1)	1	(1)	0	(0)
建設業	7	(1)	5	(2)	0	(0)
製造業	19	(4)	21	(4)	5	(2)
情報通信業	3	(0)	3	(0)	1	(0)
運輸業、郵便業	8	(4)	7	(1)	5	(0)
卸売業、小売業	10	(7)	5	(2)	0	(0)
金融業、保険業	2	(1)	3	(1)	0	(0)
不動産、物品賃貸業	2	(0)	0	(0)	0	(0)
宿泊業、飲食サービス業	7	(2)	4	(2)	2	(1)
生活関連サービス業、娯楽業	1	(1)	1	(1)	0	(0)
教育、学習支援業	2	(2)	1	(1)	1	(1)
医療、福祉	12	(8)	12	(8)	3	(2)
学術研究、専門・技術サービス業	1	(0)	3	(0)	2	(0)
複合サービス業	1	(1)	1	(1)	0	(0)
サービス業(他に分類されないもの)	5	(2)	6	(2)	1	(0)
合計	81	(34)	73	(26)	20	(6)

注1: 業種は、「日本標準職業分類」により分類している。

注2: ()内は女性の件数で、内数である。

表3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	件数	(女性)	件数	(女性)	件数	(女性)
専門的・技術的職業従事者	20	(7)	19	(6)	5	(1)
管理的職業従事者	6	(1)	1	(0)	0	(0)
事務従事者	12	(10)	12	(9)	2	(2)
販売従事者	5	(1)	8	(2)	1	(0)
サービス職業従事者	12	(7)	12	(7)	5	(3)
輸送・機械運転従事者	7	(3)	5	(1)	4	(0)
生産工程従事者	8	(2)	9	(1)	1	(0)
運搬・清掃・包装等従事者	7	(3)	4	(0)	2	(0)
建設・採掘従事者	4	(0)	3	(0)	0	(0)
合計	81	(34)	73	(26)	20	(6)

注1: 職種は、「日本標準職業分類」により分類している。

注2: ()内は女性の件数で、内数である。

表4 精神障害の出来事別支給決定件数の内訳

出 来 事 の 内 容		29年度		30年度		
		支給決定件数		支給決定件数		
		うち自殺		うち自殺		
特別な出来事	生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした	3	(1)	1	(0)	
	業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた(故意によるものを除く)					
	強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた			1	(1)	
	その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が極度と認められるもの					
	極度の長時間労働	4	(0)	2	(0)	
特別な出来事以外の出来事	(重度の)病気やケガをした	1	(0)	3	(0)	
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	2	(1)	1	(0)	
	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした					
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした					
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた					
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた					
	業務に関連し、違法行為を強要された					
	達成困難なノルマが課された					
	ノルマが達成できなかった					
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった					
	顧客や取引先から無理な注文を受けた					
	顧客や取引先からクレームを受けた					
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた					
	上司が不在になることにより、その代行を任された					
	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	1	(0)	1	(0)	
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	1	(0)	2	(2)	
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	1	(0)	2	(0)	
	勤務形態に変化があった					
	仕事のペース、活動の変化があった					
	退職を強要された					
	配置転換があった					
	転勤をした			2	(0)	
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった				1	
	非正規社員であるとの理由により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた					
	自分の昇格・昇進があった					
	部下が減った					
	早期退職制度の対象となった					
	非正規社員である自分の契約満了が迫った					
	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	3	(1)	1	(1)	
	上司とのトラブルがあった	2	(0)	1	(0)	
	同僚とのトラブルがあった					
	部下とのトラブルがあった					
	理解してくれていた人の異動があった					
上司が替わった						
同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された						
セクシュアルハラスメントを受けた			2	(2)		
その他(入社前発病、出来事なし等)						
合 計	18	(3)	5	(0)	20	(6)

注1: 「支給決定件数」は、平成29年度、30年度に労災補償給付を行った件数。

注2: ()内は女性の件数で、内数である。

表5 支給決定された精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

時 間 の 区 分	支給決定件数	
		うち自殺
20 時 間 未 満		
20 時 間 以 上 ~ 40 時 間 未 満		
40 時 間 以 上 ~ 60 時 間 未 満	1(0)	1(0)
60 時 間 以 上 ~ 80 時 間 未 満		
80 時 間 以 上 ~ 100 時 間 未 満		
100 時 間 以 上 ~ 120 時 間 未 満	3(1)	
120 時 間 以 上 ~ 140 時 間 未 満	2(1)	
140 時 間 以 上 ~ 160 時 間 未 満		
160 時 間 以 上	3(0)	1(0)
そ の 他	11(4)	
合 計	20(6)	2(0)

注1: その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

注2: ()内は女性の件数で、内数である。